

泡盛マイスター免許制へ

5年更新知事名で発行

泡盛の知識を認定する資格「泡盛マイスター」を5年更新の免許制へ移行することが4日分かった。更新制で、資格保有者の知識や技術レベルを担保し、県知事名で発行する。8月に実施する本年度の試験から実施する予定で、県が手続きを進めている。(政経部・照屋剛志)

レベル維持 8月から

泡盛マイスターは2007年からスタート。泡盛マイスター協会が琉球大、沖縄国際大、沖縄大で筆記と実技の講座を開いており、それぞれの試験に合格すれば取得できる。

文化まで幅広く習得する。実技では泡盛に加え、日本酒やワインなどの味や香りの違いなどもテイステイングで学ぶ。

国内の資格保有者は昨年12月時点で632人となった。同協会は台湾の大学でも講座を開いており、海外の資格保有者は440人で、国内外合わせて千人を超えた。

県内では顧客サービス向上といった業務に生かすため、職員の泡盛マイスター取得を支援する企業が小売業や飲食業、酒造会社などで増えている。

5年更新の免許制は、国内の受験者が対象。すでに資格を持っている人は、同協会が開催する講習会を受講すれば移行できる。

県は6月までに庁内の手続きを終えたい考え。担当者は「前向きに検討している」とした。

同協会の新垣勝信会長は

「酒類の資格を県知事名で発行するのは世界的にも珍しい。文化のある泡盛だからできることだと思う。更新制でよりレベルを上げて泡盛マイスターの発信力を高めたい」と話した。



2016年度の泡盛マイスター合格者と新垣勝信会長(前列中央)16年、那覇市・泡盛マイスター協会